

三健第 923 号
令和4年1月31日

町指定居宅介護支援事業所 管理者 様

三戸町健康推進課長

新型コロナウイルス感染拡大防止に係るサービス担当者会議・モニタリングの取り扱いについて

介護保険行政の推進に当たり、日頃から格別の御協力を賜り、お礼申し上げます。

さて、現在、新型コロナウイルスによる感染症の発症事例が国内各地で確認されており、感染拡大を防止する観点から、運営基準において義務付けられているサービス担当者会議・モニタリングについて、新型コロナウイルスの感染拡大の恐れが減少するまでの当面の間、下記のとおりとしますので、適切な対応をしていただきますようお願いいたします。

この取り扱いを終了する際には、あらためてお知らせいたします。

記

1 サービス担当者会議

感染のまん延防止の観点から「やむを得ない事情」に該当するものとし、電話、FAXやメール等の手段で照会し、意見を求めることができるものとし、ただしこの場合、「居宅サービス計画書第4表（サービス担当者会議の要点）」等に理由・サービス担当者会議の開催方法等を記録してください。

なお、担当者を招集して会議を開催する必要がある場合は、参加者に手洗い、マスク着用を呼びかけるなど、感染防止を徹底してください。

2 モニタリング

感染のまん延防止の観点から「特段の事情」に該当するものとし、利用者の状況を把握する手段として電話、FAXやメール等による方法を活用し、その経過や内容を「居宅サービス計画書第5表（支援経過）」、「モニタリングシート」等に記録しておくことにより基準上のモニタリングを実施した取扱いとします。

なお、必要な場合には手洗い、マスク着用等感染防止を徹底したうえで利用者の居宅を訪問することも含めた対応をお願いします。

【お問い合わせ先】

三戸町健康推進課 高齢者支援班
電話 0179-20-1153